

ID: 190

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	閲覧の停止又は禁止		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町都市計画法施行規則 第13条		
例 規 番 号	平成15年 規則第5号		
<p>【根拠条文】 (閲覧の停止又は禁止) 第十三条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条の規定に違反した者 二 登録簿を破損し、汚損し、若しくは加筆し、又はそのおそれがあると認められる者 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日